

貿易証明ご利用者各位

神戸商工会議所・貿易証明センター

TPP11 に関するサイン証明について

昨今、ベトナムにおいて、TPP11 で使用する原産地証明書に商工会議所のサイン証明を求められる事案が発生しています。

日本商工会議所が経済産業省経由でベトナム政府に確認したところ「輸出者・生産者の自己申告に対して商工会議所のサイン証明を求めることは一切なく、協定に基づく輸出者・生産者の署名があればよい」と回答がありました。

また日本政府からは「輸入者から商工会議所のサイン証明を求められた場合は、現地税関に確認してほしい」と回答がありました。

日本商工会議所ではこれらの回答を考慮し、**TPP11 で使用する原産地証明書へのサイン証明は行わない**ことを各地商工会議所に周知しました。当商工会議所としましても当該サイン証明は行いませんのでご了承ください。詳細につきましては下記をご参照ください。

記

【サイン証明を行わない書類】

TPP11 の必要的記載事項^(※) がすべて記載された書類

(※) 内閣官房の Web サイトに掲載されている「**TPP11 協定**」(英文・訳文)をご確認ください。

英文は 3-28 ページから 3-29 ページに、和文は 1502 ページから 1504 ページに、それぞれ記載されています。<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/>

(理由)

- ・前述のとおり、商工会議所のサインは求められておりません。
- ・TPP11 における原産地証明書の署名者は、協定で「証明者」と規定されており、この証明者は「輸入者」「輸出者」または「生産者」と定められていますので、商工会議所が署名することによって原産地証明書が無効になる恐れがあります。

以 上

※サイン証明は各地商工会議所の判断で認証いたしますので、神戸以外の商工会議所の対応については各地の商工会議所にお問い合わせください。

【本件担当】神戸商工会議所 産業部 貿易証明センター

〒650-8543 神戸市中央区港島中町 6-1
電話：078-303-5807 FAX：078-306-2348